

健感発第0624001号
平成15年6月24日

各 都道府県
政 令 市
特 別 区 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

「重症急性呼吸器症候群」に関する渡航情報について
(SARS対策第23報)

渡航情報については、北京市への不要不急の旅行を延期することをお勧めしているところであるが、本日、WHOは北京市への不要不急の旅行を延期することを考慮するよう求めていた勧告の解除を発表しました。

については、北京市について、渡航情報を解除するので、保健所等への相談に対しても、その旨回答していただくようお願いします。

なお、本症候群に関する通知等については、厚生労働省ホームページで、随時提供中であること(<http://www.mhlw.go.jp/topics/2003/03/tp0318-1.html>)及び本通知の内容については、外務省とも協議済であり、外務省より同趣旨の渡航情報が発出又は発出される予定であることを申し添えます。